

《complete the educational reform》

競争から共創、そして 響創の教育改革へ！

1. やっぱり異常気象？運動会ご苦労様でした

9月22日(土)の第二中学校の運動会は、猛暑？の中の運動会であり、午後の^{いつとき}一時日が陰ったが、直ぐに日差しが戻ってきた。熱中症に配慮し、生徒の席は木陰の下に設けられていたが、競技中は日差しの中であり、それでも生徒は競技に熱中し、頑張っていた。行動はきびきびとしており、爽やかな印象を見る人に与えていた。

29日(土)9校、30日(日)7校の16小学校の運動会は全て雨で延期となり、10月2日(火)に15校が、3日(水)に1校が実施することになったが、日程調整に苦労した。1校15分から20分しか見られなかったが、それでも子どもたちの活躍する姿、指導や運営に当たっている教師の姿から、校長の学校経営の成果を伺い知ることができた。以前から言うように、運動会は、学校の総合力(学校経営と組織力、計画的な体育の授業の成果、自治的、組織的児童会・生徒会活動)がよく現れる学校行事であり、その企画・運営と指導の積み重ねの成果は、見る人に感動と様々な印象を与える。一人一人の子どもが見違えるように成長し、力を尽くして頑張っている姿や係の子どもたちのきびきびとした、運動会を盛り上げる応援合戦、準備や片付け等、運動会の進行に活躍している姿。そして、指導や運営に当たっている教師の暖かいまなざしや的確な指導・指示等。どれも運動会を成功裏に導く大事な要素である。

観客席から、1年生のひたむきに演技や競技に熱中する姿やその成長した姿に「たった半年でこんなに……」と感動と驚きの声が上がっていた。また、きびきびとした集団行動も運動会の雰囲気をも盛り上げていた。先生方の指導に感謝している。

ところで、今年の運動会で目についたことは、ウィークデーであるにもかかわらず、男性の姿が多かったことである。教育が多くに関心を持たれる中、連携・協力の方向で男性の出番を創っていくことは、様々な教育活動を充実させる大事な視点であり、今後の校長の経営戦略の重要な要ともなる。コミュニティ・スクール推進に向け、保護者・地域との一層の連携に取り組んで欲しい。

《6日(土)に小平第十三小学校。13日(土)に鈴木小学校、14日(日)に小平第十小学校の運動会が実施予定》

2. 文部科学大臣交代・伊吹大臣から渡海大臣へ

福田内閣の組閣において、文部科学大臣が伊吹大臣から渡海大臣に代わった。

渡海文部科学大臣は就任のインタビューにおいて、「教育の大きな柱は、教員である。

教員数を増やすだけでなく、教員の質を向上させることが重要であり、教員がもっと子どもと接することができるよう、教員が頑張ることのできる環境を整えたい。そのために、人員配置なども考える。」と答えていた。

このことは既に伊吹大臣の時に方向付けがされたことであり、取り立てて新しい政策と言うものではないが、「再生会議か検討している内容も方向性は理解できる。ただ、義務教育には、あまり競争原理を持ち込むべきではないと思っている。確かに機会を与えた上で、競争させていい部分もあるが、市場原理主義を過度に進めれば、社会に歪みや格差を生み出す恐れがある。」という発言は全く同感であり、伊吹大臣も同様の考えを示しておられた。今後の文部科学省の動向に注目していきたい。

3. 都教委、栄養教諭の配置を検討

都教委はこれまで、各校の栄養職員(栄養士)や教諭から「食育リーダー」を選び、総合的な学習の時間や学級指導(給食)の時間において食育の充実を図ると共に、「早寝、早起き、朝ご飯」のリーフレットを作成し、全都の小学生に配布することによって、食事と学習、健康の関係を周知するため食育の啓発に取り組んできた。今後はモデル地区を決め、栄養教諭の配置を段階的に広げ、食育の充実を一層図っていくことにしている。

小平では現在、都費の栄養士12名中6名が栄養教諭の資格を取得しており、更に、都費の栄養士4名、市費の栄養士2名が資格取得のための講習会に参加している。

食生活の乱れや栄養バランスの悪い、偏った食事など、子どもたちの食事環境には多くの課題が指摘されている。食育教育を充実していくためにも、栄養教諭の役割が今後益々期待される場所であり、学校の指導体制の中で栄養教諭をどう活かしていくか、校長の人材を活かすマネジメントにも大きな期待を寄せている。

4. 教育職員免許法の一部改正に新たな動き

教育三法の改正について、特に教育職員免許法と教育公務員特例法の一部改正については機会ある度にその趣旨を教職員に徹底するよう話してきたが、意外と教職員に浸透していないこと、それ以上に管理職の意識が薄いことに驚いている。

免許法の改正は教員の資質・能力の向上のため、言ってみればステップアップ研修として10年ごとに30時間の研修を受講することを義務づけ、受講実績により教員免許の更新を行うものであり、多くの問題があることを指摘しておいた。

一方、教育公務員特例法の一部改正は、当初から「不適格教員の排除」を目的とした法改正であり、普段の教職員の観察、指導実績、指導改善の成果が管理職に問われることとなる。様々なサービス上の問題や指導力の問題、教員としての適格性が問われている現状の中で、管理職に課せられている課題も大きい。

ところで、教育職員免許法の一部改正に新たな動きが出てきた。その内容は、30時間の講習を受講すれば自動的に更新される事になっていた制度が、受講終了後に新たに知識と実技による評価を実施し、60点以下の者には免許の更新を行わず、1年間の猶

予期間を設け再度研修を行うこととし、二度目の知識、実技による評価が60点以下の時には、「教員免許が失効する」という制度の変更である。

(今回の件については詳細は不明。後日の報道を待ちたい。)

新たな制度は、気楽な気持ちで講習会にでかければ教員免許の更新ができると思っていた教職員にとっては厳しいものになる。教員の資質・能力の向上を期待できる研修は、教員個々の自発性に基づくものであり、教員は絶えず研修に努めなければならないという根拠はここにある。

「教員の研修の最大の環境は教室にある。」と言い続けてきたが、目の前の子どもに、今日より明日、明日より明後日と、少しでもよい教育内容と教育活動を提供しようという意欲が教師の教育的創造力を育み、子どもと一緒に頑張ろうという情熱が教員としての資質・能力の向上と実践力を高めていく。このような力は、初任から三年以内に身につけさせたい教師としての力量であり、初任者育成の体制づくりを含めた管理職の大事な役目でもある。

5. その他

* 最近の新聞紙上を賑わしている話題

* 「教育再生ペースダウン」?

* 交通事故 被害児童と保護者、加害者との関係

* 管理下 生徒指導のため職員室へ手を引いて連れて行こうとしたら、抵抗。翌日、生徒が足首を捻挫したとして松葉杖で登校。保護者は抗議。(事故発生の状況を詳細に調査、確認しておくことが教員を守ることになる。管理職の大事な職務)

* 学童クラブからの帰宅時怪我(車との接触事故) 担任、校長が対応。学童職員は? 学校としてできる対応について確認を。

* 再任用、再雇用問題について

これまでも、東京都市教育長会として、都教委に要望書を上げている。再任用と再雇用では現場の対応が全く違って来るし、要望書の趣旨は担当者に理解してもらっている。今月17日に、都教委より人事担当部長が東京都市教育長会で、制度について説明することになっている。詳細が分かった段階で連絡する。